

帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、帝京平成大学（以下「本学」という。）における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び不正行為又は不正使用が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の配分機関が研究機関に配分する公的資金等をいう。

- 2 前項に掲げる公的研究費以外の公的資金等及び民間企業等からの研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。
- 3 この規程において「不正行為」とは、公的研究費を用いた研究活動上の行為であって、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によると見なされるものを除く）をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 前各号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

- 4 この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、(1)、(2)、(3)に該当するものをいう。
- 5 この規程において「不正使用」とは、実体を伴わない謝金・賃金を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする、法令、配分機関の規程及び本学の規程に違反する経費の使用をいう。
- 6 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、公的研究費を用いた研究に従事している者又は携わる者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為・不正使用やその他の不適切な行為・使用を

行ってはならず、また、他者による不正行為及び不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講し、誓約書を提出しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、原則として、当該論文等の発表後10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。電子データについて、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。なお、紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約等やむを得ない事情が認められる場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。

(法令等の遵守)

第4条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(機関内の責任体系)

第5条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理し、公正な研究活動を推進するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

- 第6条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとし、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者が率先して不正防止計画に対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規定を制定し、関係者に周知し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。
 - 6 最高管理責任者は、公的研究費の執行にあたって、当該研究費が税金等公的研究費によるものであることを教職員等に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

- 7 最高管理責任者は、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、研究費の不正使用等研究活動における不正行為を防止するため、定期的にコンプライアンス教育、研究倫理教育等を行うものとする。また、これらの内容を遵守することを理解させ、意識の浸透を図るために研究者に対し誓約書の提出を求める。
- 8 コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施については、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

(統括管理責任者)

- 第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究を担当する副学長をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学の具体的な対策を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第8条 コンプライアンス推進責任者は、各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学部長、研究科長及び各キャンパス事務長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 自己の管理監督又は指導する部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第9条 コンプライアンス推進責任者の職務を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置くものとし、学科長、専攻長、会計課長、施設課長及び総務課長をもって充てる。
- 2 学部長、研究科長、事務長は、前項に定める者の他、コンプライアンス推進副責任者を定めることができる。

(研究倫理教育責任者)

- 第10条 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るため、研究倫理教育責任者を置くものとし、学部長及び研究科長をもって充てる。
- 2 研究倫理教育責任者は、研究機関全体として研究倫理の向上を図るため、研究者等に対して定期的に研究倫理教育を行わなければならない。
 - 3 研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を行わなければならない。

(公的研究費の事務管理運営)

- 第11条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務管理運営を本学事務局へ委任する。
- 2 公的研究費に係る事務管理運営に関する事務局管理責任者には、事務長があたる。
 - 3 事務局管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関する事務について事務局全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、事務局統括責任者を置き、池袋キャンパス会計課課長がこれにあたる。
 - 4 事務局内に公的研究費申請及び事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受ける窓口を設置し、池袋キャンパス総務課学事係がこれにあたる。
 - 5 池袋キャンパス総務課学事係は、公的研究費に係る情報を研究者等に対して分かりやすい形で周知しなければならない。
 - 6 事務局内に公的研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、池袋キャンパスにあつては施設課施設係が、中野キャンパス及び千葉キャンパスにあつては会計課施設係がこれにあたる。
 - 7 予算の執行及び経理に関する管理の統括的な業務については、池袋キャンパスにあつては施設課施設係が、中野キャンパス及び千葉キャンパスにあつては会計課施設係が担当する。担当課の施設係は、効率的かつ適正な予算執行管理を行なうとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。
 - 8 公的研究費の使用にあたり、物品の購入、納品の検収については、池袋キャンパスにあつては施設課施設係が、中野キャンパス及び千葉キャンパスにあつては会計課施設係がこれにあたる。
 - 9 公的研究費の使用にあたり、図書等の購入、図書等に係る納品の検収等については、池袋キャンパス及び中野キャンパスにあつてはメディアライブラリーセンターが、千葉キャンパスにあつては図書課がこれにあたる。
 - 10 公的研究費の使用にあたり、出張に係る旅費の支出等については、池袋キャンパスにあつては総務課庶務係が、中野キャンパス及び千葉キャンパスにあつては総務課総務係がこれにあたる。
 - 11 公的研究費の使用にあたり、謝金支出、預金通帳の管理、納品業者への支払い等については、会計課会計係がこれにあたる。
 - 12 その他必要な事項は、最高管理責任者の指示により行うものとする。

(不正防止への取り組み)

- 第12条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正行為及び不正使用を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を作成し実施しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費を用いた研究活動上の不正行為及び不正使用について、その疑いも含めて、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。

(不正防止委員会)

- 第13条 本学の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する組織として不正防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、委員長は委員の中から学長が委嘱する。
- (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 委員長が指名する教職員 若干名
 - (5) 事務局の長
- 3 委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる審議を行う。
- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
 - (2) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。
 - (3) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (4) 行動規範の策定等に関すること。
 - (5) 研究者等に対し不正防止に係る情報の周知と公的研究費を扱う者として必要な意識の徹底を図ること。
 - (6) 不正防止計画の進捗状況を検証すること。
 - (7) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。
- 4 委員会は、不正防止計画を研究者等に対して分かりやすい形で周知しなければならない。
- 5 委員会は、研究者等の公的研究費に対する理解と意識向上を図るため、公的研究費に関する説明会を年複数回開催するものとする。
- 6 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、池袋キャンパスにあつては総務課学事係において、中野キャンパス及び千葉キャンパスにあつては総務課総務係において処理する。

(不正に係る相談・告発の処理)

- 第14条 不正行為又は不正使用に係る相談・告発の処置及び告発者・被告発者の保護等に係る事項は別に定める。

(不正に係る調査並びに事実の認定)

第15条 不正行為又は不正使用が行われたとの疑義が生じた場合の処理については別に定める。

(監査制度)

第16条 最高管理責任者は、公的研究費の監査を行うため、内部監査部門を設置する。

- 2 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄とし、監査はすべて最高管理責任者の指示により行われるものとする。
- 3 内部監査部門は、毎年、定期的に内部監査を行うものとする。
- 4 内部監査部門は、池袋キャンパス会計課課長を中心に、最高管理責任者が指名した本学職員若干名により組織するものとし、公的研究費に関わるすべての監査を行うことができる。
- 5 内部監査部門は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を聴取することができる。
- 6 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認の他、体制の不備の検証も行う。
- 7 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、検査結果を委員会において公表する。委員会は、運営管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。
- 9 内部監査部門は、学校法人帝京平成大学の監事との連携を図り、監査内容の適正化に努めなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程を改廃しようとする場合には、委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、2008年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、2013年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、2015年3月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、2019年4月1日から改定施行する。